

**「雪若丸」認知度拡大事業業務委託
公募型プロポーザル実施要項**

1 業務の目的

本事業は、第4次「雪若丸」ブランド戦略に基づき、「雪若丸」のブランド力をさらに高め、現在のファンやターゲット層（子育て世代・働き盛り世代）を中心とした消費者に対して、「雪若丸」のブランドイメージや価値について効果的なプロモーションを実施することで認知度の拡大を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 主な業務委託内容

- ・ ポスターの作成
- ・ 各種プロモーションの展開

(2) 提案上限額

18,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザル参加に関する事項

(1) 参加要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 日本国内に本社を有する広告代理店で、全国への効果的な情報発信に対応可能な体制と、山形県内での円滑な打合せや連絡体制が構築できること（他社との連携による体制でも可）。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- ③ 都道府県税（都道府県税に附帯する税外収入を含む）又は消費税を滞納していないこと。
- ④ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。
- ⑥ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有するものを含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- ⑦ 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- ⑧ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- ⑨ 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部の提示する提案上限額を上回るとき。

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書：1部（様式第1号）
 - ・ 企業概要、過去の同種事業の実績にかかる書類を添付すること
- ② 企画提案書：13部（任意様式）

別紙「企画提案指示書」及び下記7に掲げる審査項目及び審査の視点を踏まえ、以下の内容を記載した資料を提出すること

 - ・ 企画提案指示書に従った提案資料
 - ・ 実施体制を明らかにした資料
 - ・ 経費見積書（全体経費及び各事業別内訳）

(2) 提出期限

- ① 参加申込書（様式第1号）：令和8年5月15日（金）17時00分（必着）
- ② 企画提案書（任意様式）：令和8年6月5日（金）17時00分（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送のいずれかによること。なお、郵送の場合は提出期限までに到着したものを有効とする。

(4) 提出先

「下記10 担当事務局」へ提出すること

5 質疑及び回答

(1) 企画提案に関する質問等は、別紙のプロポーザルにかかる質問書（様式第2号）により行うものとする。

(2) 質問書の提出はFAXにより行うものとし、件名を以下のとおりとして、下記10の担当事務局あて送信すること。【FAX番号023-630-2431】

〈FAX件名〉「雪若丸」認知度拡大事業業務にかかる質問

なお、着信確認のため送信後に電話での連絡も行うこと。【TEL023-630-2476】

(3) 質問書の受付期限

令和8年5月19日（火）17時00分まで

(4) 質問への回答

質問への回答は、質問者あて電子メールにより行うとともに、原則として参加申込

書提出者全てに、電子メールにより行う。ただし、各提案者の提案内容に関わる事項等については、当該質問者にのみ回答する。

6 委託予定者の選定

(1) 選定方法

- ・ 企画提案の審査は、下記7の審査項目及び審査の視点に基づきプレゼンテーション審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(2) プレゼンテーション審査

- ・ プレゼンテーション審査の開催日時及び場所等については別に通知する。
- ・ 提出済の企画提案書の改変や、新たな資料の提出は認めない。
- ・ プレゼンテーションの順番は、企画提案書が提出された日時をもって早い者から順に行うものとする。
- ・ プレゼンテーションは非公開で実施する。

7 審査項目及び審査の視点

		審査項目	審査の視点
1		実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案内容を確実に実行できる組織体制と、県内での円滑な打ち合わせや連絡体制が確立されているか。
2	プロモーション全体計画	プロモーション全体計画のテーマ（基本的な考え方）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「雪若丸」のブランド力をさらに向上させるとともに、現在のファンやターゲット層を中心とした消費者に対して、「雪若丸」のブランドイメージや価値について効果的なプロモーションを実施することで認知度の拡大を図る計画となっているか。
		プロモーションの展開時期、期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要期を捉えた展開であるとともに、話題性の喚起等の効果が一過性ではなく、認知度の拡大が期待できるか。
3	ポスターの作成	ポスターの制作における方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「雪若丸」の特長と世界観を明確に表現し、山形県ブランド米としてのトーン&マナーが確保される方向性となっているか。 ・ 活用シーンの想定が具体的に想定され、効果的に訴求できる方向性となっているか。

4	各種プロモーション プロモーションの具体的なイメージ、対象消費者の把握・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画のテーマに沿ったプロモーション内容であり、「雪若丸」のブランドイメージや価値を損なうことなく、認知度の向上が期待できるか。 ・プロモーションの展開にあたり、現在のファンやターゲット層の消費者の関心や生活様式等を的確に捉えているか。
5	対象経費見積	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を実現するための経費が適切に見積られているか。

8 契約の締結

- (1) 上記6により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議も含むものとする。
- (2) 契約締結後においても発注者が必要であると認めた場合には、委託内容が変更となる場合がある。この場合において、委託料を変更する必要がある場合には、発注者及び受注者の協議により決定するものとする。

9 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 募集開始 | 5月 8日（金） |
| (2) 参加申込書の提出期限 | 5月 15日（金） 17：00 |
| (3) 質問書の受付期限 | 5月 19日（火） 17：00 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 6月 5日（金） 17：00 |
| (5) プレゼンテーション審査 | 6月中旬 |
| (6) 委託契約締結 | 6月下旬 |

10 担当事務局

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部事務局
（山形県農林水産部県産米戦略推進課内）

住所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1（県庁11階）

電話：023-630-2476 FAX：023-630-2431